

# 會報

第570号

平成28年3月1日発行

一般社団法人  
監査懇話会

編集発行人 菅野 重雄

<http://kansakonwakai.com/index.html>

## 第722回講演会

平成28年1月22日

講師：第一生命経済研究所 主席エコノミスト 熊野 英生氏  
演題：2016年の日本経済－東京五輪までの我が国経済を展望して

### 1. 2020年までの展望

皆様明けましておめでとうございます。

今年は株価の下落で始まり経済の先行きの悪い予兆ではと悲観なさっている方も多いでしょうが、私は我慢の年だと思えます。株の下がる要因の一つ、原油安は資源国にとってはマイナスでも日本経済にとってはプラス。原油は昨年に比べ4割方市況が下がっており、ガソリン、電気などエネルギー代として支払っている30万円が10万円ほど安くなってもおかしくない。今年は賃金も昨年と同様に上昇すれば、物価上昇率はゼロかマイナスになるだろうから実質賃金は高くなるでしょう。家計や企業収益は少し時間がたってからプラスになり、世界のマネーにとっては大きなダメージですが、日本において原油安イコール株安と直線的に考えるのは短期的過ぎと思えます。もう一つのファクターとして中国経済の減速があります。こちらの方は日本経済にとってはマイナス。中国を生産拠点に物を作り、売る日米欧の先進国は大きなダメージを受けます。これは株安要因で中国リスクがどうソフトランディングするか重要ですが未知数のところも大きいと思えます。

金融の混乱をちょっと別にして、2016年の景気のイメージを見通すと悪い材料ばかりではありません。先行きを見る手がかりとしてイベントに注目すると今年には北海道新幹線の開業、伊勢志摩サミット、リオ五輪、米大統領選、消費税アップ前の駆け込み需要等があります。五輪の前には世界的に半導体やテレビ、スマホの生産が上がり在庫調整が図られていきます。米大統領選の年は経験則的に米経済が加速し、成長率が上がるので日本にも好影響をもたらすことでしょう。4年毎のサイクル

に注目すると2012年は世界的に景気が良く、安倍さんもこの年に登場しアベノミクスの成功はその恩恵に預かったといえるし、リーマンショックに見舞われた08年を除くと、04年は中国経済の進展、00年、1996年も世界経済は良かったのです。来年4月の消費税増税はよもや先送りはないと思いますが、予定通り上げるとして政権が何も手を打たないことはないでしょう。2014年の増税時はその反動は意外に長かった。今安倍さんの頭の中はサミットと選挙一色なのでしょうが、選挙が終わるともう一回成長戦略を描きなおして消費増税に前向きな政策を出して年末の景気は良くなっていくと予想しています。



来年の消費増税の悪影響は大きく、私の研究所も2017年の成長率は小幅なマイナス成長と見てます。安倍さんは2020年までにGDP600兆円と言ってますが、恐らく来年にはこの数字を見直すことになるでしょう。しかし、東京五輪までは重要で経済成長を果たしておかないと社会保障の負担がものすごく重くなる。地域経済では人口減少、社会保険料などの重みがきわめて大きくなるので、20年までにホップ、ステップ、ジャンプで成長しないとその後は長期停滞に入ると危惧しています。20年に向けておりしも外国人観光客が2000万人越え目前で今話題の民泊だけでなく、ビジネスの社会を自由に

する規制緩和等手を打っていく必要があります。人事の変化もあります。黒田さんは18年4月、安倍さんは同年9月が任期。経済政策の二人のリーダーが代わる可能性があります。今年春先以降持ち直し、来年は消費増税でへこみ、再来年には人事の変化で立て直し、規制緩和や民活でN字型に景気が回復、20年まで成長を続ける姿になると思えます。

ただ、現時点の足元の指標では良い材料はあまりありません。製造業は昨年1月がピークでスローダウンしている。世界の貿易取引も同様に1月がピークで中国の減速で前半から悪くなりました。中国は今では地方への資金供給でしのぎ、日本の製造業も年末にはリバウンドの数字を出していますが、一過性のような気がします。一方、非製造業も昨年秋から消費マインドが冷え込み、悪くなっています。製造業の残業などがなくなり、家計の可処分所得がマイナスに転じています。夏の天候不順による生鮮野菜の高騰があり消費マインドを落としました。今年これが一段落し原油安もあり、物価面での制約は少なくなるかもしれません。今のところは製造、非製造業も足踏み状態です。一方、金融市場の株安による逆資産効果で消費の抑制も考えられます。ただ、昨年8月の中国の人民元切り下げから世界的に株価が急落しましたが、10～11月には米経済に対する強い信頼から回復しました。今回もこの再現は考えられます。株安を変える短期的な要因に日欧の金融緩和、米の利上げ見直しなどのシナリオもありますが、結局今年は大乱高下を繰り返す年内での2万円台回復は難しいのではないのでしょうか。

### 2. 二つのエンジンの行方

世界経済の牽引力は中国とアメリカ

カという双発エンジンでしたが、今後は米国経済を中心とした単発エンジンにシフトが予想されます。

中国経済の課題は生産過剰、人民元の割高、民より官の体質の3点があるでしょう。生産過剰は建築ブームによる高層マンションの乱立に象徴されます。鉄鋼の需給ギャップも大きく、世界の粗鋼生産量の半数も作っているのにまだ日本生産量の3倍程度の余力があります。昨年話題になったアジアインフラ投資銀行の目的も各国から金を集め、一帯一路構想でインフラ投資をしてもらい、生産過剰になっている国内の鉄鋼、セメント、ガラス、太陽光パネル等を消費することにあります。今まで成長の核だったアジアで中国発の世界的なデフレが起きようとしています。生産過剰は少なくとも数年間は続き、やがて合併症として不良債権問題を引き起こすこととなります。人民元の問題もあります。アメリカのドル高が進み、つられて人民元も割高になり国内の生産コストが上がり輸出競争力を失っていきます。一方自国通貨の価値が上がり海外での買い物が安くでき、爆買いが起きました。輸出競争力の回復手段として人民元の切り下げがあり今後も実施されるでしょう。ところが中国経済は海外の企業が生産拠点として動いているため、人民元が切り下がると企業は手持ちの元建ての利益をドルに換える資本流出が起きる副作用があります。昨年8月の切り下げ以降為替レートを維持するため買い介入を行い、外貨準備高は年末までに10%も減少し、中国政府は肝を冷やしています。また、景気の主導者として官頼みが抜けません。2013年にリコノミクスと呼ばれる個人消費の拡大にシフトする戦略が出されましたが、全く絵に描いた餅に終わりました。今も地方へのインフラ投資など公共事業が景気の牽引力となっており、財政を悪化させながらでないで経済成長しない姿になっています。中国経済が崩壊するとは思えませんが、少なくとも2000年からリーマンショック辺りまでが黄金時代でこれからは地域的産業的にばらつきの多い国に、世界経済にとってエンジンというよりも飛びにくくさせる重しとして作用すると考えられます。

一方、世界経済をリードするのはやはりアメリカ。リーマンショック以降の2008年から15年まで一番発展した国はアメリカでした。経済を中長期的に発展させるイノベーション

力があります。ビジネスのタネを大きくしていきます。2012年、シェールオイル開発テクノロジーができて一気にカネが集まり、さらにM&Aで大企業が収益を取り込んでいきました。民のテクノロジーを次々と企業に取り込んでいくのは日本では真似ができません。この活力は人材活用のシステムからも来ています。海外からの優秀な人材に対しヨーロッパではある程度の地位まで行きますが、アメリカは能力さえあればトップレベルにつけます。優秀な技術、人材にはモノ、カネが集まり成長する、このダイナミックなパラダイムの下、アメリカは利上げも克服し成長のメインストリームになることは今後も変わらないと思います。これを前提にTPP、新しい経済統合が動き出そうとしています。経験則的に枠組みができると域内での貿易取引が活発化します。発効の前後、日本とアセアン、メキシコなどとの取引は増え、日米の貿易はデータではここ10年停滞していたが、その流れを変えるでしょう。台湾、韓国の参加も考えられ、中国もTPP向けにルールを合わせるかもしれません。2020年までに貿易連携がもっと多様化し、今見えていないビジネスチャンスも出てくることでしょう。

### 3. アベノミクスは道半ば

アベノミクスはまだ道半ばです。自律的な経済回復・拡大システムは3分の2もできていません。一番の問題は輸出数量が増えていないこと。円安局面になって企業収益は評価的には増えたものの生産拠点が海外から戻ってこないために設備投資は増えないし、生産水準も上がらず、輸出数量は増えてません。雇用は良くなったがこれは人口減による供給力が減ったためです。賃上げも道半ば。財政再建も含めて景気回復のためにまだまだ数年がかりでやらなければいけません。

設備投資は大きな工場を作らなくても研究開発や新製品開発などに投資すると、大田区など中小企業の集積地では新たな試作品作りなどで潤います。新しいテクノロジーにどんどんお金をつけていくべきでしょう。賃金は今年はベースアップに抑制的な動きですが、景気が腰折れしない限り上げるべきです。家計の半分は高齢者が占める中で、消費を伸ばすためには働き盛りの勤労者の所得を増やすことです。労働力市場は完全雇用に近い水準で人手不足が言われだしています。他社から転職を促して人材を確保するために一層の

賃金の向上が必要でしょう。あと5、6年すれば50～60代もやがて労働力市場から姿を消す中、2020年にかけて人材の育成、人材投資が急務です。

人口減少は考えられている以上に深刻な問題です。これからは年間60万人以上人が減り続けていきます。日本にいる外国人が200万人なので移民で補うのは無理。人口減少を所与の条件として、若者の正規雇用を増やし結婚の条件を整えたり、労働環境を二人目、三人目の子供を産みやすくする仕組みとか、雇用政策を少子化対策に合わせる前向きなことが必要です。2040年には60歳以上の人口が労働人口と逆転します。高齢者の働く機会を増やすことや労働年齢の引き上げも必要です。そのためには若いころからの健康作りが欠かせず、シニアになってからも十分働ける体力を備えなければなりません。

### 4. これからの注目すべき変化

富山市では回遊バスを作って高齢者が外に出る機会が増えて注目されています。このように国全体が高齢化する中、新たなビジネスチャンスを取り逃がしていないか、見直しがいるでしょう。訪日外国人は中国人の爆買いが今ほどではなくなっても、他のアジア諸国の来日者が補うでしょうから、インバウンド消費の取り込みには力を尽くす必要があります。もう一点、人口減少を補うツールとして人工知能の活用があります。産業用ロボットは中国でも普及し始めており、日本でも介護ロボットなどもあります。ヴァーチャルリアリティで病院へ行かずとも主治医の指示を受けることも可能です。これらの技術は新しいビジネスチャンスとなり、第4次産業革命になるかもしれません。

まとめです。今株価が下落していますが、今年は経済へのプラス要因もいくつかあります。短期的な見方だけでなく中長期的にメリットのあることを考えなければなりません。足下においては貿易や消費の落ち込みがあります。アベノミクスは成功したかのように言われていますが、設備投資や賃金が増えないなど課題があり、打開するためにスマホの次に来る人工知能などの新たなテクノロジーがあるので、そういうところを花開かせることがこれから必要なのではないかと、ということです。

(文責 清水 光雄)

講師：西村あさひ法律事務所パートナー 東京大学大学院教授 弁護士 太田 洋氏  
 演題：2016年を迎えての監査役のある方  
 ～コーポレートガバナンス・コードの制定などを踏まえて

## I. コーポレート・ガバナンスに関する近時の動向と平成26年改正会社法対応

### 1. オリンパス事件（2011）・東芝事件（2015）のガバナンス面での教訓

機関設計の問題ではなく、社外取締役・監査役を入れても「人」を得ないと機能しない。「独立性」よりも、問題点に対して積極的に取り組む姿勢・資質を持った人物であるか否かが決定的に重要。内部通報制度の重要性を認識すべき（上場会社では、社外取締役と監査役との合議体による窓口等、経営陣から独立した窓口を設置すべきとしている：コーポレートガバナンス・コード補充原則2-5①）

### 2. 2015年は「モニタリング・モデル元年」

2016年1月時点で監査等委員会設置会社への移行会社が300社以上、本年6月総会時期にさらに数百社の移行が予想される。金融機関では、金融庁の指導の下、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社への移行、独立社外取締役の1/3以上への引き上げが相次ぐ見通し。

### 3. 平成28年定時株主総会の論点から～会計監査人の再任・変更に関する決定及び開示

前提として会計監査人の評価及び選定基準の策定をしなければならない（日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」2015年11月10日）。株主総会での質問に対しては、評価・選定基準、決定に至った判断内容を説明する。再任の場合も質問が出る可能性が高い。選任議案を提出する場合は、株主総会参考書類に「決定した理由」を記載する。また、報酬等については、「同意した理由」を事業報告に記載する。

## II. コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコードと略す）

### 1. 総論

①東証の上場規則で定められるソフトロー、「Comply or Explain」、「守らなくてもよい」ため、ベスト・プラクティスに近い厳しい内容にできる。説明責任を果たしていないと機関投資家からnegativeな議決権行使をされる。虚偽開

示、不適切開示は、上場規程違反となるおそれ。安易なfull complyは不適切開示や信頼失墜のおそれもある。

②コードの本質は、企業統治体制の株主・投資家への「見える化」、特に、機関投資家という株主に対して説明責任を果たすための「対話のための共通の土俵」をつくることにある。「日本版」CGコードは、成長戦略の一環として策定され、海外機関投資家に日本株を買ってもらう手段という政策的判断が混じっている。



③個々のアクション事項に関しては、「霞が関文学」的表現により対応の必要性のレベル感が明示されている。

- レベル1：should、「総論で、すべき。例えば、～など」
- レベル2：had better（懲慚）、「企業の自主的判断にゆだねるが、～」
- レベル3：appreciate（できる限りやって欲しい）

### 2. 各論

1) 海外機関投資家は、監査役会設置会社に批判的。その理由は、

- ①業務執行のモニタリングには、業務執行者に対する人事権・報酬決定権が不可欠との認識が一般的。
- ②内部監査部門が、経営者の指揮命令系統下にあることへの違和感。金融危機後、欧米では、経営陣から独立した独立社外取締役が構成する「監査委員会」が内部監査全般（日本の監査役監査と内部監査部門の内部監査の両方）を指揮することが常識となっている。

2) モニタリング・モデルのエッセンスは何か。

①業務執行の「監督」。最終的に

業務執行者の選解任等の人事・報酬の決定によって担保。

②「監督」は、経営の基本方針と経営計画の策定⇒取締役（及び監査等委員会・監査委員会）によるモニタリング⇒取締役会による業務執行者の評価⇒業務執行者への人事・報酬への評価の反映のサイクルで行われる。取締役会の「監督」が実効的に機能しているかは、取締役会全体の実効性の評価により検証する。

3) 内部統制システムのレポートと企業統治形態との関係。

①監査役会設置会社では、内部監査部門の監査は、基本的に経営陣にレポート。従って、監査役会と内部監査部門との二重監査の問題が不可避免的に発生する。

②米国の上場会社では、サーベンス・オクスレー法により、内部統制システムを監査委員会が一元的に責任を持つ。従って、内部監査部門のレポート先は、独立社外取締役のみで構成される監査委員会となる。

③日本の指名委員会等設置会社では（監査等委員会設置会社も基本的に同じ）、内部統制システムの構築は取締役会の責任であって、会計監査人の報酬決定権限も取締役会にある。従って、内部監査部門のレポート先は、取締役会にするのが基本だが、監査委員会は取締役によって構成される機関なので、取締役会の中で監査委員会に内部監査についても委任するものとして、レポート先を監査委員会にするという形もありうる。後者の場合、内部統制システムの推進担当部門は執行側に残す考え方もある。

4) 指名・報酬諮問委員会について。

指名委員会等設置会社以外の上場会社は、任意の指名・報酬諮問委員会を設置すること等により、独立社外取締役から適切な関与・助言を得るべき（had better）とされる（CGコード補充原則4-10①）。監査等委員会設置会社では、監査等委員会を活用することでもよい。実際の設置

形態には、様々なバリエーションがある。指名、報酬の諮問委員会を別々に設置する、ひとつで兼務する、報酬だけを設置する、委員会形式にせず社外取締役の個別意見を聴取するだけ、等。また、社外取締役・社内取締役の委員構成比・委員長の選定にも各種ある。指名諮問委員会の場合、承認機関型・セレクション型・原案作成機関型の3種が考えられる。

5) 政策保有株式(株式持合い)について。

①政策保有に関する方針(狙い・その合理性)・政策保有株式に対する議決権行使基準の策定をし、開示すべき(should)。

②事業会社の「方針」の良い例として、例えば、「森永乳業CGガイドライン(2015年10月27日公表)」が挙げられる。

### Ⅲ. 監査等委員会設置会社への移行

1. 監査等委員会設置会社では、マネジメント・モデル(監査役会設置会社)に寄せた設計にも、モニタリング・モデル(指名委員会等設置会社)に寄せた設計にもできる。

2. 監査等委員会と監査役会との相違

①取締役会での議決権の有無、独任制の有無、社外役員の割合、常勤

者の選定義務の有無

②監査役監査は、基本的に適法性監査に限られる(妥当性監査は取締役の善管注意義務違反の観点からのみ行うのが基本)。監査等委員は、取締役会で議決権を有するので監査範囲は妥当性監査に及ぶ。これは、取締役としての業務執行の「監督」と同じこと。一方、監査等委員会としての監査は監査役と同じで組織として妥当性監査をするわけではない。

③監査役は独任制の機関。他方、監査等委員会は、内部統制システムを利用して監査に必要な情報入手、内部監査部門に具体的指示を行う方法で、組織的に監査する。

④監査等委員会には、監査等委員でない取締役の指名・報酬について委員会として株主総会で意見を陳述できる機能があり、「現在の経営陣による経営が妥当でない」という意見を表明できる特殊な立場にある。

⑤監査役と異なり、選定監査等委員は、特段の限定がなく取締役会を任意に招集できる。とはいっても、監査等委員会は、取締役会の上に立つsuper boardではない。

⑥監査体制は、任意に構築できる。現状では、監査等委員会による監査と執行部の内部監査とが並列す

る二元監査体制を採用する会社が大半である。その他に、監査等委員会が内部監査を含めた監査全般を実施するとともに、内部統制システムの整備・運用全般も統括する一元監査体制を採用する例もある。また、監査等委員会が内部監査を含めた監査全般を実施するが、内部統制システムの整備・運用全般の統括は取締役会(執行部)が行うハイブリッド型監査体制を採用する例もある。

⑦監査等委員会設置会社は、定款の定め又は取締役会の決議等により社外取締役を中心とした任意の指名・報酬の諮問委員会を設置することができる(2015年10月24日現在では、199社のうちこのような任意委員会を設置した会社は15社のみであった)。

⑧監査等委員会設置会社は、取締役会の過半数が社外取締役であるか、又は定款の定めがあることを要件として「重要な業務執行の決定」の全部又は一部を取締役に委任できる。具体的な委任事項は、取締役会でのその議案を決議するか、取締役会決議により取締役会付議基準及び決裁権限規程を定める。

(文責:堀田 和郎)

## 第521回研修見学会

平成28年1月7日

### 下谷七福神めぐり

1月7日、快晴、穏やか。9時半の集合場所は地下鉄三ノ輪駅3番出口、ここは明治通りと、昭和通りの交差点、通行人の邪魔になるので、到着した参加者の方をその都度、近くの浄閑寺にご案内した。

この浄閑寺は投込み寺ともいわれ、かつて、寺の門前を起点に東へ「日本堤」が延びていて、1km行った所が吉原、その吉原の遊女らが亡くなるとこの寺に投込まれ、寺はその遺体を懇ろに葬った。吉原の360年間で葬られた数は25,000人、その平均年齢は21歳。

本堂裏の墓地に彼女らの為に建てられた新吉原総霊塔を前にして、全員手を合わせてから、七福神めぐりをスタートした。

かつて、音無川(石神井川分流)に架かっていた三ノ輪橋、ここで江戸城を明渡した徳川慶喜が慶応4年

4月11日払暁、山岡鉄舟に見送られて、水戸に向かったというその橋のあったところを越えて、東京で唯一残る都電の三ノ輪橋駅を訪れた。ここをコースに入れると12時半開始の会食に間に合わなくなるので、一旦は断念したのだが、柳井さんと下見して、「ここは是非見ていただこう」ということで、その代わり、会食の時間を12時45分とした次第である。

南に下って、下谷竜泉寺の一葉記念館。当館の学芸員の方から、10分ほど説明していただきその後、思い思いに館内を見て回った。この記念館の近くに一葉は本郷の菊坂から転居し、吉原通いの客を相手に駄菓子と雑貨の小さな店を持ち、家族を養った。この時代の経験をもとに、後、吉原を舞台にした小説『たけくらべ』を発表した。勝気な少女で、ゆくゆくは遊女になる運命を持つ少

女美登利と僧侶の息子で内向的な信如との淡い恋の物語である。この発表後、1年足らず、24歳で没。悲しい。(終焉の地は本郷)

当会の七福神めぐりは、単に七福神をめぐりだけでなく、その時々テーマを持って沿道の名所などを織り交ぜてご案内している。今回のテーマは「遠くに吉原の灯が見える」とした。あとで訪れた入谷鬼子母神は、吉原の毎夜の喧騒が入谷田圃を渡って聞こえたという。

鷲(おおとり)神社は大賑わい、参拝する人の行列は長く続き、我々は到底並ぶことはできなかった。実は、ここは2007年の浅草七福神めぐり(寿老人)で訪れている。下谷七福神には入っていないが、せっかくなので来たのだからとコースに入れた。一葉の『たけくらべ』では、美登利の友達の正太郎が鷲神社の酉の

日の賑わいの中で、美登利を探し求めて、島田に結った（大人になった）美登利を見つける場面がある。

鷲神社の前に訪れた飛不動（恵比寿）は海外旅行（飛行機が落ちずに飛び続ける）や「ゴルフの球がよく飛ぶ」と、お守りを買う会員がいた。これでゴルフのスコアが上げれば、七福神めぐりのご利益も捨てたものではない。

朝日弁天院（弁財天）では、町内の方から温かいお茶のサービスをしていただいた。ほっとする時間だった。

富士塚のある小野照崎神社。渥美清が、「自分にはこんなに才能があるのに、なぜ仕事に来ないのか」と悩んでいた。友人にこの神社を勧められ相談したところ「誓いを立てて、絶つものは絶つと約束すること」と言われ、「もう、大好きなタ

バコは、一生吸わないから仕事をください」とお参りした。参拝後家に着くと、プロデューサーから電話があった。それが「男はつらいよ」への出演依頼だった。この神社は「禁煙神社」ともいわれる。

法昌寺（毘沙門天）はプロボクサーで、のちにコメディアンになったタコ八郎のタコ地蔵がある。少年時代に泥んこ遊びで左眼に泥が入ったが家が貧しく親にも言わず、医者にも見せず視力を失った。試合ではこれを悟られないように、相手のパンチをかわさず打たれ続け、相手が打ち疲れた後に反撃するファイトスタイルで、全日本チャンピオンとなった。死後、赤塚不二夫らがこの地蔵を建立した。「めいわくかけてありがとう」との自筆が刻まれている。

ゴールは会食の「笹乃雪」。元禄4年に寛永寺の住職になるために下

ってきた後西天皇の第六皇子公弁法親王に供してきた初代玉屋忠兵衛が江戸で初めて絹ごし豆腐を始めた。忠兵衛の娘お静が雪道で足をとられ滑りそうになったのを、後に赤穂浪士と知れる磯貝十郎左衛門が助け、磯貝が俳人の宝井其角に連れられて来店したことで2人は再会、その後も磯貝はたびたび来店、討入後、磯貝が預けられた細川家の屋敷に法親王から笹乃雪の豆腐が届けられた、と店のHPに載っている。

七福神めぐりは、当会の研修見学会委員の全員の協力があって、また参加された会員各位の協力があって、無事、怪我もなく、全員12時45分着席、笹の上の雪のように白い豆腐を肴に、菅野会長の音頭で「乾杯」。

（真田 宗興）

## 監査役事件簿

### 監査役が会社を代表するということ—昭和HDの監査費用請求事件

#### ・初めに

会社法386条1項1には「監査役設置会社が取締役に対し、訴えを提起する場合は、監査役が会社を代表する」とある。つまり、社長ら取締役の意向と異なる問題提起をすることができるように、社長ら取締役の責任追及を提起する場合は、社長ではなく監査役が会社の代表となると会社法は作られている。

しかしながら、多くの難関が待ち構えている。その一つがこの監査費用の問題である。取締役会が「監査役権限の濫用」だと決めつけ、支払いを拒否する恐れは十分にある。

昭和HD（元昭和ゴム）社外監査役山田剛夫（たけお）氏は、会社を代表して、社長ら取締役を提訴するための裁判所への申立手数料635万円を個人で立替えたのに、「監査役権限の逸脱・濫用」だとされ、会社に支払ってもらえず、やむなく償還請求訴訟を起こし、勝訴となった事件の判決文を通じて、監査役がどのようにその任務を果たしたのかを紹介する。

以下は、東京高裁の判決文をもとに執筆した。

#### ・責任追及訴訟の経過

2008年6月29日開催の株主総会の監査役監査報告書に、山田監査役

は、①光ファイバー事業と②輸入自動車販売とで多額の損失が発生しており、調べてみると、①光ファイバー事業については、投融資の判断に際し、慎重な事業性調査及び与信の調査がなされぬままに実行され、9.8億円の損失が計上され、②輸入自動車販売は定款外の事業であり、かつ、誤った与信供与、不適切な回収方法により11.8億円の損失が発生したとして、取締役の善管注意義務違反があったと記載した。

これに対し、会社及び顧問弁護士は、輸入自動車販売は子会社が行ったもので、かつ、子会社と債務者の間で回収に向けて相当の措置を講じている。一方、光ファイバー事業は新株予約権を割当てたP社から「将来性のある事業」と持ち掛けられたもので、当時、山田氏はP社の監査役を務めていたから、同人に相応の責任があるなどと反論した。

会社が原告（代表者は山田監査役）となり、①2008年6月18日に、光ファイバー事業について6名の取締役に対して9.8億円の、②同月24日に、輸入自動車販売事業について、社長ら7名の取締役に対して11.8億円の、善管注意義務違反に基づく損害賠償請求を千葉地裁松戸支部に提起した。

実は1株主が、山田監査役に対

し、2008年5～6月に、光ファイバー事業及び自動車事業につき、社長ら取締役の責任追及訴訟を提起するよう山田監査役に送達していた。山田監査役は、これを受けての提訴であった。

山田監査役は2008年の株主総会にて任期満了し、後任の戸谷雅美監査役が当訴訟を引継いだ。

2011年5月13日千葉地裁松戸支部判決は、①光ファイバー事業については請求を棄却し、②の輸入自動車販売事業については11.8億円の請求を認容した。

ただし、被告である社長らは控訴し、2年後の2013年5月13日に東京高裁にて和解（内容は不明）が成立している。

実は、2011年5月6日、つまり判決の出る7日前、2011年6月28日開催の定時株主総会に対して「訴訟①及び②の取締役責任の一部免除（責任限度額の範囲に止める）」との株主提案が出され、約97%の賛成を以て可決されたことを受けたこと、②の外国自動車販売事業で債務者との和解が成立したこと、裁判が長期に亘ったことなどで和解に持ち込まれたようである。

#### ・監査費用請求事件の論点

山田元監査役（原告）は①及び②

の提訴に際し、裁判所への申立手数料合計635万円を会社の代表として支出したとして会社法388条第2号に基づき、会社に費用償還請求を行った。

会社（被告）の反論は、光ファイバー事業に関連してP社と昭和HDとの間で新株予約権の取扱に関し意見の食違いがあり、山田氏はP社の監査役であったことから、P社の代表取締役の個人的な利益（昭和HDの経営権の篡奪）を図るために、監査役としての権限を濫用して提起したものであり、「監査役職務の執行に必要なでない費用」と主張した。

判決は、一審（横浜地裁2012年2月13日）及び二審（東京高裁2012年7月25日）とも、山田氏が提訴時に立替えた裁判所への申立手数料635万円の会社への請求を認容した。これらの判決文の一端を以下紹介する（簡略化にて記載した）。

P社の代表取締役と意を通じた原告が、監査意見の公表や訴訟の提起を駆引きの材料にしようとしたことを直ちに否定することはできないものの、この訴訟によりP社またはその代表取締役が利益を得るものではない。提訴は1株主の提訴請求を経て行われたもので原告は監査役としての職責を果たしたに過ぎないということもできる。

監査役が代表となり、会社が取締役に対してその責任を追及する訴訟は、それ自体、これを提起する監査役に直接の財産的利益をもたらす性質のものではないから、その訴訟の提起が権利の濫用に当たるか否かの判断は、それによって会社から金銭を脅し取るなど不当な個人的利益を獲得する意図に基づくものであるとか、取締役の違法事由が軽微又はかなり古い過去のものであるとともにその違法行為によって会社に生じた損害も甚だ少額であって、今更その取締役の責任を追及するほどの合理性、必要性に乏しく、結局会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼としたものであるなどの特段の

事情がある場合に限り、これを（監査役権限の）濫用と解するのが相当である。

被告は、原告による訴えが不当な目的であれば費用請求が認められないというが、会社法388条は株主代表訴訟についての同法847条第1項ただし書きと異なり、監査役による費用請求に目的要件は規定していないこと、監査役は会社に対して善管注意義務を行うものであり、その内心の目的にかかわらず、職務執行に必要な行為を行わねばならず、これを懈怠した場合は損害賠償責任を負うこと等から、特段の事情の有無を判断すべきである。

②訴訟（輸入自動車販売事業）については取締役の任務懈怠が認定され、11億円を超える額の請求が認められていること、①訴訟（光ファイバー事業）については、原告は株主の提訴請求を受け監査役3名で監査役会を開催し、関係取締役から事情聴取の上、訴訟を提起し、後任の監査役も訴訟を継続する判断を行ったのであって、会社ないし取締役に対する不当な嫌がらせを主眼にしたものなどの特段の事情があるとは認められない。

### ・結び

山田氏（1938年生まれ）は、三井物産で財務畑を歩き、2005年にP社監査役、2007年にP社の光ファイバーの業務提携先であり新株予約権の割当先の昭和ゴムの社外監査役となり、翌年、任期満了で退任（前任者の残り期間のみの就任と推定）している。

この高裁判決の持つ意味は次の2点であろう。

取締役責任追及訴訟において、山田氏は、P社から送り込まれたといってもよい昭和ゴム監査役の就任だった中で、2つの事業への投資に疑義を持ち、しかも、そのうちの1つ光ファイバー事業は自ら監査役を務めたP社をも巻き込むことになるにも拘わらず、又取締役会の反対を受けながら、株主総会で疑義を報告し、社長ら取締役の責任追及の提訴

を行った。たった1年の間で、「P社の回し者」と疑われる中で、「監査役」としての義務を果たさんがための行動だったと考える。その訴訟を引継いだ後任の戸谷監査委員（現在同社の取締役報酬委員）は、迷いながらもこの訴訟を継続し、経営権を巡る争いの中での訴訟という状況に拘わらず、少なくとも②輸入自動車販売事業では取締役の賠償責任を認めさせ、さらに重要なことは①の光ファイバー事業についての提訴についても監査役権限の濫用ではなく、監査役としての職務執行に必要な行為としてこれを支持した判決を得ることができたということ、これが1点目である。

この監査費用請求訴訟の高裁判決について、ビジネス法務の部屋で山口利昭弁護士は「モノ言う監査役さんを支援する重要判例」と評価している。

2015年5月施行の改正会社法にて、内部統制システムで構築・運用されるべき項目として「監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」が新設された。これは、山田氏が提起した監査費用請求訴訟に加えてトライアイズの元監査役古川孝宏氏が起こした名誉棄損訴訟及び監査費用請求訴訟などの御苦勞に動かされて実現したものと考えられる。これが2点目である。

違法行為や重大な損失の恐れ等が生じた場合、その対処において、監査役の見解と社長ら取締役との意見とが食い違った時こそ、監査役が勇気をもって立ち上がらねばならない。それが会社法386条第1項1号でいう「監査役が会社を代表する」という意味である。

（眞田 宗興）

※HP委員会から：

眞田宗興氏の“監査役事件簿”は当会公式HPに連載中です。そちらもぜひご覧下さい。

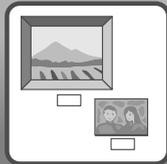
## 棋友会

## 大会結果

棋友会大会は安房鴨川・新春合宿として1月18日～19日に行いました。

参加人数は10名でした。

優勝 藤間 孝雄  
準優勝 下村 勝利  
3位 浅香 幸雄



## 句遊会

一月詠草

兼題・初句会、福寿草、当季雑詠

お茶を飲む顔もほころぶ初句会

森

何となく新たな気持ち初句会

中山

身辺の会話に続く初句会

石原寛

いささかの滾りありけり初句会

宮川

明けまして期待満面初句会

高橋

福寿草鏡に映る理髪店

石野

福寿草凍りし岩に黄をともし

生江沢

日を集めこころ寄せ合ふ福寿草

安井

境内にひとかたまりの福寿草

城戸崎

幸せの色を重ねて福寿草

大仲

咲きそろひ日々よき日なり福寿草

六川

ニユートリノ見える世となり年新た

佐藤

初場所や升席埋めし日本髪

清家

参道に並ぶも楽し初詣

鈴木

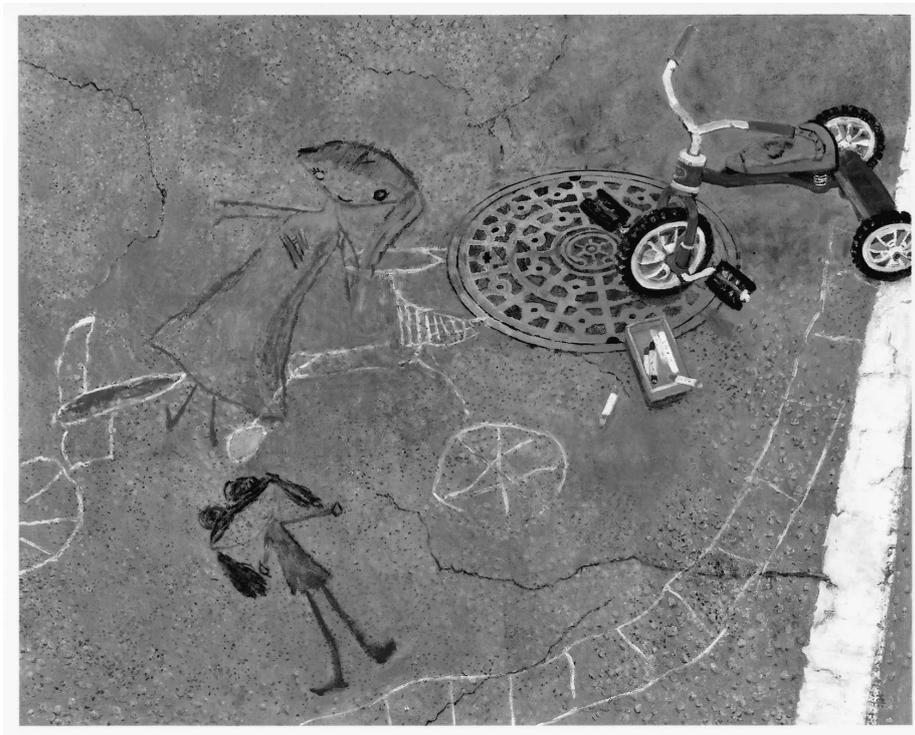
熊野路の神鎮かなり山眠る

石原尚

あつさりと今年も暮れて何残る

眞田

## 画友会



「お絵描き」

藤井 真之

# 事務局通信



◆行事報告	出席者
第128回理事会 1月15日(金)10:00～12:00 事務局	16
会報委員会 編集 1月8日(金)10:00～12:00 事務局	5
校正 1月19日(火)10:00～12:00 事務局	6
広報委員会 1月13日(水)14:00～17:00 事務局	5
ホームページ委員会 1月12日(火)10:00～12:00 事務局	11
◇一般部会	
第521回研修見学会 1月7日(木)9:30～13:30 下谷七福神めぐり	67
第722回講演会 1月22日(金)10:00～11:30 学士会館	146
講師 第一生命経済研究所 主席エコノミスト 熊野 英生氏	
演題 2016年の日本経済—東京五輪までの我が国 経済を展望して	
新年交礼会 1月22日(金)12:00～14:00 学士会館	126
◇監査部会	
第282回監査セミナー 1月18日(月)14:30～17:00 スカイホール	56
体験セミナー参加者	3
講師 西村あさひ法律事務所パートナー、東京大学 大学院教授 弁護士 太田 洋氏	
テーマ 2016年を迎えての監査役のある方～コーポ レートガバナンス・コードの制定などを踏ま えて	
第190回監査実務研究会 1月25日(月)14:00～17:00 文京シビックセンター	23
問題提起者 (株)極楽湯 常勤監査役 山田 貞一氏 テーマ 株主代表訴訟への対応指針(監査役協会) —監査役実務の視点から	
第43回スタディグループ分科会 1月6日(水)14:30～17:00 アカデミー向丘	23
発表者 王子ネピア(株)常勤監査役 野口 明雄氏 (株)ユニマツリダイヤモンド・コミュニテイ 常勤監査役 高橋 英生氏	
旭洋紙パルプ(株)常勤監査役 岩本 泰志氏	
テーマ 監査役の日常監査、往査等での不正、不都合 発見例の紹介	
第42回独立委員会セミナー 1月20日(水)14:30～17:00 文京シビックセンター	40

講師 日本経営倫理学会常任理事兼ガバナンス研究 部会長、元富士フィルム副社長 今井 祐氏			
テーマ 東芝事件とコーポレートガバナンス			
第41回監査役業務分科会 1月13日(水)14:30～17:00 文京シビックセンター	16		
内容 ①「わが社の監査活動」 (株)カナデン 常勤監査役 杉山 通人氏			
②「労働時間管理と監査役役割について」 旭洋紙パルプ(株)常勤監査役 岩本 泰志氏			
第7回新任監査役セミナー 1月14日(木)14:30～17:00 文京シビックセンター	21		
講師 元東電広告(株)常勤監査役 小森 克紀氏			
テーマ コンプライアンスと監査関連法規			
第5回会計基礎講座 1月5日(火)14:00～17:00 文京シビックセンター	21		
講師 元応用地質(株)常勤監査役 石北 俊彦氏			
テーマ 税務会計と税務申告			
監査役職務確認書委員会 1月21日(木)9:30～12:00 事務局	7		
取締役職務執行確認書委員会 1月20日(水)9:30～12:00 事務局	6		
企業集団内部統制監査委員会 1月19日(火)14:00～17:00 事務局	9		
監査等委員会検討会 1月12日(火)14:00～17:00 事務局	5		
◇生涯学習部会			
写友会 例会 1月14日(木)13:30～17:00 文京シビックセンター	25		
画友会 例会 1月9日(土)9:30～12:00 文京シビックセンター	11		
句遊会 例会 1月6日(水)14:00～16:00 菱友会会議室	11		
楽友会 例会 1月13日(水)13:00～17:00 文京シビックセンター	20		
1月20日(水)17:00～19:30 交詢社	20		
囲碁会 大会 1月15日(金)12:30～17:00 東京六甲クラブ	6		
棋友会 大会・合宿 1月18日(月)～19(火) 千葉県鴨川	10		
◇同好会			
声友会 1月22日(金)15:00～18:00 (銀座)505	9		
楽器演奏同好会 1月16日(土)10:00～12:00 横浜練習会場	6		
◆会員異動 (新入会員)			
○大橋 英二 アソビモ(株)常勤監査役			
○島田 信平 JFEエンジニアリング(株)常勤監査役			
紹介：田井一夫氏			
(会員から会友へ)			
○藤井 孝 元三菱電機メテックス(株)			
会員	会友	計	
161	152	313	H28.1月末現在

## 編集後記

今年の講演会も熊野英生氏の講演“2016年の経済”で始まった。中国経済の減速、原油安、中東を発端とする世界的な不安定な状況等が日本に及ぼす影響は大きい。製造業、非製造業とも足踏み状態とのこと。経済の動向は政治によるものだけではないので、アベノミクスによる経済の運営には自ずと限界がある。研修見学会は「下谷七福神めぐり」であった。いつもながら委員の方々には感謝。途上、下谷竜泉寺の一葉記念館に立ち寄った。吉原を舞台にした「たけくらべ」を発表後、1年足らず24歳でなくなった。「暗夜」、「大つごもり」、「たけくらべ」は、“奇跡の14ヶ月”といわれる短期間に本郷区丸山福山町で次々に発表しており、結核に病んだ自分の先を見据えていたのかと思われる。当事務所の近くに一葉の「旧居跡」、「終焉の地」があるので訪れてみたいと思った。

(川村 知重)